# 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

佐川町では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第 63 号）に基づき、求職者等の皆様が安心して求職活動等を行えるよう、セクシュアルハラスメントの防止に努めています。

## 1 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」とは、職員による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいいます。

「求職者等」とは、採用面接への参加者だけでなく、就職説明会やインターンシップへの参加者、職員への訪問者などを含みます。

また、「求職活動等」とは、求職者等が行う職業の選択に資する上記の活動を指します。

## 2 求職活動等に関するルール

佐川町は、求職者等に対して求職活動等を行う際のセクシュアルハラスメントを防ぐため、以下のルールを遵守します。

### (1)実施時間

求職活動等は、原則として8時 30 分から 17 時 15 分までの時間内に実施し、求職者等に対して事前に実施時間を周知する。

やむを得ず、時間外に実施する必要がある場合は、所属長の事前承認を得た上で、原則として複数の職員で対応し、求職者等の安全性及び透明性を確保する。

### (2)実施場所

対面実施による求職活動等は、原則として町が管理する庁舎内で実施し、求職者等に対して事前に実施場所を周知する。

やむを得ず庁舎外で実施する必要がある場合、又は試験・選考の公平性確保等の観点から事前に実施場所を周知することが適切でない場合は、所属長の事前承認を得た上で、複数の職員により対応する等により、求職者等の安全性及び透明性を確保する。

職員又は求職者等の自宅、ホテルの宿泊室、飲食店、カラオケ、車内その他安全性及び透明性を確保し難い場所での求職活動等は実施しない。

やむを得ず実施場所を事前に周知できない場合は、当日、求職者等に対して集合場所・実施場所を速やかに案内し、複数の職員により対応する等により、求職者等の安全性及び透明性を確保する。

### (3)実施体制

求職活動等は、原則として複数の職員で対応する。やむを得ず職員１人での対応が必要な場合は、所属長の事前承認を得た上で、次の要件を満たすことにより安全性及び透明性を確保する。

ア 見通しが確保されたオープンスペース等で実施する。

イ 実施日時、実施場所、対応者を事前に所属長に報告する。

ウ 実施後に、概要記録（日時、場所、対応者、概要等）を作成し、所属長に報告する。

また、インターンシップ等の受け入れを行う場合は、受入責任者等を明確化する。

（4）求職者等との連絡手段

職員から求職者等への連絡手段は、次に掲げる手段に限定する。職員は、私用メール、個人携帯電話番号、個人の SNS アカウントを用いて求職者等と連絡し、又は交流をしてはならない。また、求職活動等に不必要な求職者等の連絡先（SNS アカウントを含む）を取得してはならない。

ア　求職活動等を実施する所属の代表又は係メール

イ　求職活動等を実施する所属の電話

ウ　佐川町電子申請サービス

エ　佐川町が契約したオンライン会議ツール（zoom 等）

3　求職活動等において、セクシュアルハラスメントを受けた場合の相談窓口

求職活動等において、セクシュアルハラスメントの被害を受けた場合、その発生のおそれのある場合、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合は、ご相談ください。

相談窓口　佐川町総務課（電話 0889-22-7700）

受付時間　8 時 30 分～17 時 15 分（12 時～13 時、土日祝、年末年始除く。））

・相談及び事実確認に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重し、相談者や関係者から知り得た秘密は厳守します。

・相談を行ったこと、または事実関係の確認に協力したことを理由として、求職活動等において不利益な取扱いは行いません。

・ご相談いただいた内容の事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者に対する配慮およびハラスメントの行為者に対し懲戒処分その他適切な措置を講ずるとともに、再発防止に向けた対応を行います。